平成２２年（フ）第５８７７号
大阪市平野区長吉長原西２丁目11番３号ラブリーハウスきしもとＣ棟101号
債務者　上田　博恵（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９８１号
大阪府交野市森南１丁目13番12―101号
債務者　米田　哲士
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０７４号
大阪市住吉区墨江１丁目11番８号
債務者　新島沙耶香
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０８９号
大阪府門真市沖町20番１号
債務者　桑森　和彦
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１１８号
大阪府枚方市長尾元町２丁目８－３―12、住民票上の住所大阪府枚方市長尾峠町20番22号
債務者　三宅　雅美（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１３３号
大阪府吹田市青山台１丁目３番Ｃ68―204号
債務者　山枡　信夫
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５３６号
大阪府東大阪市東石切町３丁目４番10号
債務者　深川　宮子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８５５号
大阪府茨木市五日市緑町４番39号
債務者　町田　道紀
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１１７号
大阪府枚方市三矢町５番18―1004号
債務者　川上　公加
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７１０号
横浜市神奈川区大口通139番地３―303号、住民票上の住所横浜市神奈川区大口通31番地
債務者　高木　秀夫
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８３３号
横浜市神奈川区菅田町913番地　シンコウハイム302号
債務者　臼井　勝吉
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８７１号
神奈川県藤沢市柄沢470―６　レオパレスグリーンヴェイル203、住民票上の住所長野県長野市吉田２丁目34番33号
債務者　加我　麗奈
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２００８号
横浜市港南区日野中央３丁目21番20―504号
債務者　倉田　弘子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０１９号
横浜市港南区野庭町709番地の２　ＮＩＣハイム横浜上永谷102号
債務者　渡邉　義昭
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０２０号
横浜市港南区野庭町709番地の２　ＮＩＣハイム横浜上永谷102号
債務者　渡邉フユ子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０５５号
横浜市泉区中田西４丁目21番13号　和泉電装２Ｆ
債務者　宮崎　節子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部